平成30年8月1日
回覧
裏面もご覧ください

たかさき里見 人権プラザだより

発行（第14号）
たかさき里見人権プラザ
高崎市上里見町1072−1
027‐340‐5131

『人権プラザ（隣保館）について』

人権プラザ（隣保館）は、人権啓発の普及と地域福祉の向上を図る拠点として、また、地域のコミュニティーセンターとして、人権啓発活動や各種相談事業などを総合的に行うことを目的として設置されています。

現在、全国には816の施設があり、全国隣保館連絡協議会を組織し、人権啓発活動に取り組んでいます。

群馬県内には11施設（高崎市4館、前橋市1館、桐生市1館、伊勢崎市1館、安中市2館、吉岡町1館、榛東村1館）があり、群馬県隣保館連絡協議会を組織し、各館が連携しながら、地域に根ざした人権啓発活動を行っています。

高崎市の4施設は次のとおりです。

◎ たかさき人権プラザ（倉賀野町）
◎ たかさき北人権プラザ（中泉町）
◎ たかさき高浜人権プラザ（高浜町）
◎ たかさき里見人権プラザ（上里見町）

これからも、人権の大切さを考える場として、市民の皆さんに親しまれ、ご利用していただける施設運営に努めていきますので、どうぞよろしくお願いします。

部落差別解消推進法 施行後一年七ヶ月が経過

＝ご存知でしたか＝

この法律は、「部落差別の解消の推進に関する法律」といって、平成28年12月16日に施行され、1年7ヶ月が経過します。

現在も部落差別が解消されていない実態を踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的にできた法律です。

情報化の進展に伴い部落差別に関する状況にも変化が生じ、インターネット上で、差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案が発生しています。

一度掲載された情報は、瞬く間に拡散し、完全に削除することは困難になるため、人権侵害が大きな問題となっています。

この法律では、国及び地方公共団体の責務として「相談体制の充実」・「教育及び啓発活動」などが明記されています。

現在、群馬県をはじめ県内の市町村では、部落差別解消推進法の周知活動を行っているところです。

『人権啓発ビデオ上映会の開催』（入場無料）

人権の大切さを再認識していただけるビデオ上映会を「たかさき里見人権プラザ」で次のとおり開催します。お気軽にお出かけください。

■日　　時　　平成30年8月22日（水）　13：30～（概ね30分）
■上映作品　　「ヒーロー」
■ね ら い　　無縁社会の中で、地域に起こる人権問題に対して、傍観者としてではなく、主体的に行動することで、新たな地域のつながりを結んでいく大切さを実感してもらう。
■定　　員　　50名
■申込方法　　電話にて受付（340−5131）

『たかさき里見人権プラザ　サークル・教室』

みなさんも参加してみませんか！

＝　随時募集中　＝

No	サークル・教室名	曜　日		時間帯	
1	健康体操	毎　週	月曜日	午前	9:00～12:00
2	ヨガ教室(シャンティ)	第1・3週	月曜日	午前	10:00～12:00
3	歌謡教室	第2・4週	月曜日	午後	13:30～15:30
4	エアロビクスサークル	毎　週	月曜日	夜	19:00～21:00
5	ハルナリズム体操	毎　週	火曜日	午前	10:00～12:00
6	フラダンスサークル	毎　週	火曜日	夜	19:00～21:00
7	水墨画サークル	第1・3週	水曜日	午後	13:00～15:30
8	書道教室	第1・3週	水曜日	夜	19:00～21:00
9	カラオケ教室	第2・4週	水曜日	夜	19:00～21:00
10	水彩画愛好会	第2・4週	木曜日	午前～午後	9:00～14:00
11	手芸教室	第1・3週	木曜日	午後	13:00～15:00
12	社交ダンス(スミレの会)	毎　週	木曜日	夜	19:00～21:00
13	お花のお稽古	第3週	木曜日	夜	19:00～21:00
14	卓球愛好会	毎　週	不定期(週2－3回)	午後	13:00～17:00

※問合せ先は、たかさき里見人権プラザまで(027－340－5131)